（指定製造事業者の指定等に関する省令の一部改正）

第三条　指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（検査方法等） **第七条**　法第九十五条第二項の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。 一　［略］ 二　製造されるすべての特定計量器について法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法により器差の検査を行い、法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。 三～七　［略］	（検査方法等） **第七条**　法第九十五条第二項の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。 一　［略］ 二　製造されるすべての特定計量器について器差の検査を行い、法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。 三～七　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（計量法関係手数料規則の一部改正）

第四条　計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第一の二（第四条第二項関係）

改正後		改正前	
特定計量器	一件についての金額	特定計量器	一件についての金額
一～十　［略］	［略］	一～十　［略］	［略］
十一　削除 ［削る］ ［削る］	［削る］ ［削る］	十一　騒音計 イ　使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの ロ　使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの	十六万七千五百円 十七万七千九百円
十二～十四　［略］	［略］	十二～十四　［略］	［略］

別表第一の三（第四条第二項関係）

改正後			改正前		
特定計量器	試験	一件についての減ずる金額	特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～四　［略］	［略］	［略］	一～四　［略］	［略］	［略］
五　騒音計	1　表示装置試験、アナログ又はデジタル出力試験及び電源試験	二万五千百円	［新設］	［新設］	［新設］
	2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万千三百円		［新設］	［新設］
	3　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	五万四千四百円		［新設］	［新設］
	4　サージイミュニティ試験	三万八千六百円		［新設］	［新設］
	5　静圧試験、周囲温度試験、湿度試験及び2から4までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	五万八千二百円		［新設］	［新設］